

独立行政法人地域医療機能推進機構北海道病院
【企業治験】治験標準業務手順書 第 13 版 補遺

1. 目的

(1) 本補遺は独立行政法人地域医療機能推進機構北海道病院（以下、当院）で行う治験を円滑に実施するために必要となる、当院【企業治験】治験標準業務手順書第 13 版（以下、標準業務手順書）について定めるものとする。

2. 提供範囲

- (1) 標準業務手順書 第 41 条 2 において「薬剤部長を治験管理者」とする記載があるが、「治験薬管理者指名書」が発行されている場合は指名書を優先とし、定められた期間負うものとする。
- (2) 標準業務手順書 第 44 条 1 において「薬剤部長を治験事務局責任者」とする記載があるが、「治験事務局責任者指名書」が発行されている場合は指名書を優先とし、定められた期間負うものとする。

2019 年 4 月 1 日

独立行政法人地域医療機能推進機構北海道病院 院長

2019 年 4 月 1 日

治験薬管理者指名書

独立行政法人地域医療機能推進機構北海道病院
院長 古家 乾

治験薬管理者として次の者を指名する。

（但し、2019 年 4 月 1 日～2020 年 3 月 31 日までの期間とする）

所属 / 職名	氏名
薬剤部 / 主任薬剤師	福野 和治

なお、任命された者は当該手順書に従い業務を遂行すること。

2019 年 4 月 1 日

治験事務局責任者指名書

独立行政法人地域医療機能推進機構北海道病院
院長 古家 乾

治験事務局責任者として次の者を指名する。

（但し、2019 年 4 月 1 日～2020 年 3 月 31 日までの期間とする）

所属 / 職名	氏名
薬剤部 / 主任薬剤師	福野 和治

なお、任命された者は当該手順書に従い業務を遂行すること。